

市長の政治姿勢について、質問いたします。

去る３日、第１６１臨時国会が閉会しました。

自衛隊派兵撤退を求めて、野党が提出していたイラク特別措置法廃止法案は、自民党、公明党の反対で廃案になり、政府与党は閣議決定で、自衛隊派兵の延長を決めようとしています。これは、国会軽視、派兵延長反対の世論にそむくものです。

日本は、今、米軍のイラク出撃基地となっています。

横須賀を母港とする空母キティホーク打撃群、厚木基地、三沢基地、嘉手納基地、沖縄の第３海兵遠征軍などから、**１**万人の米兵がイラクに出撃しています。

政府与党は、日本をこのような無法な戦争の共犯者にした重大な責任をまぬがれることは出来ません。

米軍のファルージャ攻撃は、クラスター爆弾、劣化ウラン弾、バンカーバスター爆弾など、残虐兵器や大量破壊兵器を使って、国際人道法・ジュネーブ条約で禁じられている民間人、住民や病院に対する無差別攻撃を重ねています。

イラク赤十字「赤新月社」の報道担当は、ファルージャの犠牲者は、**6000**人と述べ、「通りには、今も数百の遺体が放置されたままになっており、米軍は遺体を運び出し、埋葬することさえ許さず、遺体は腐敗しかけており、衛生状態も最悪である」と伝えていきます。

米軍は爆撃で街の全てを破壊しつくし、ファルージャには、もう人が住める家は、ほとんどないという状況です。

小泉首相は、米軍の蛮行を「成功させなければならない」と重ねて支持し、おびただしい犠牲者が出たことが判明した後も、「一定の成果をあげた」と言ってはばかりませんが、国際人道法違反の無差別攻撃を支援しながら、人道復興を口にする資格はありません。

このまま、イラクに日本の自衛隊を駐留し続けることは、イラク国民全体を敵にまわすだけでなく、国連憲章にも日本国憲法にも違反して、日本の自衛隊が「殺し、殺される」という危険が現実のものとなりかねません。

サマワの治安を担当していたオランダ軍は、撤退を決めました。国連に加盟する **191** カ国の内、イラク戦争に賛成したのは **49** カ国です。

そのうち、イラクに軍隊を送ったのは **37** カ国。現在、スペイン、フィリピン、ニュージーランドなどの 8 カ国はすでに撤退し、オランダ、ポルトガルなど **7** カ国が撤退を表明しています。残りは **22** カ国。世界の中の少数です。

このまま日本が自衛隊の派兵にしがみつけば、その先は、世界から孤立した泥沼しかありません。

政府に対して、自衛隊派兵の中止、即時撤退を強く求めて下さい。ご所見を、お示しください。

「三位一体改革」と教育予算について、質問いたします

11月26日、政府・与党は、国・地方財政の「三位一体改革」の「全体像」の合意を致しました。

最大の焦点であった義務教育費の国庫負担金は、2005、2006年度の二年間で8500億円削減することを決めました。

義務教育費の国庫負担金の制度は、教育の機会均等と義務教育の無償制という国民の教育権を財政面で保障し、教育水準の維持・向上をはかるための制度です。

具体的には、公立小中学校の教職員給与の2分の1を、国が負担することにより、都道府県の負担を下支えし、全国どこでも同じように、教職員配置が出来るようにしています。

今回の削減は、国の負担総額約2兆5000億円の約3分の1にあたり、地方の財政力によって、義務教育の水準に地域格差がうまれることが懸念されます。

すでに一般財源化されている義務教育の教材費について、教育予算で100%以上保障された都道府県は、東京、大阪、福岡の**3**都府県だけで、3、4割にとどまる県が徳島県の35・6%をはじめ8県あります。

広島県は、85・7%に後退しています

また、教職員給与がこのような事態になれば、憲法や教育基本法が要請する教育の機会均等が保障されません。

文部科学省の試算では、47都道府県のうち、7つの都府県では額が増えますが、残り40道府県は義務教育予算が減るとしています。これによると、広島県は、6・5%の減額とのことです。

国が等しくナショナルミニマムとして補償すべき義務教育が、県によって格差が出来ることは大問題です。

これらの影響が、どのように出るのか、また、どのように対処されるのか、お示し下さい。

また、30人学級の実現を求める声が強く上がっていますが、国庫負担金の削減は、この願いに逆行するものです。

国庫負担金の制度は、国の責任で **30** 人学級を実現してゆく上でも土台となるものです。

国の **40** 人学級よりも学級規模が小さい少人数学級は今年 **42** 都道府県で実施され、来年は新たに 2 県で予定されています。地方独自の努力によるものですが、

広島県のはばたきプランのように低学年に限られているなど、これから本格的な 30 人学級を進行しようという矢先に、それを打ち砕くものではありませんか。

政府・与党は、義務教育費の国庫負担金の削減額を明示する一方で、削減内容については、05 年秋までに中央審議会で結論を得て、恒久措置を講じるとしました。

先に削減ありきのやり方は、憲法の保障する国民の教育を受ける権利など全く視野に入らない姿勢を、示したものです。

これまでも、保護者や教職員、文化人など広範な国民が国庫負担金の制度の堅持を求めて、立ち上がり、全国の自治体の **7** 割以上にあたる **2** 千数百の自治体が、国庫負担金制度堅持を求める意見書を国に提出しています。

義務教育費の国庫負担金の制度を堅持し、充実させるようあらためて、国に声をあげingことを求めるものです。

また、公共事業などの無駄なひも付き補助金こそ改革し、国民の生活と権利を保障する国庫負担金制度は堅持することが必要です。

地方税財源の拡充、地方交付税堅持・充実を求め、地方自治の真の発展のために、国がその財政責任を果たすことを強く求めて下さい。

以上についてのご所見をお示しください。

福山市沼隈町地区行政推進員設置、及び合併後の特別職のあり方について、質問いたします。

先般の沼隈町の臨時議会において、福山市及び沼隈郡沼隈町の廃置分合にともなう議決が行われ、反対 7 賛成 8 という状況でありました。

1 票差という事態が示すように、自治体の合併と言う重大な問題を、機運が醸成されたとは到底言えない中で進められたことは、誠に遺憾と言わざるをえません。

合併後は市長は、沼隈町の議員であった者を福山市沼隈町地区行政推進員に委嘱するとしています。

そして、連絡調整のため年 4 回程度、及び必要あるとき招集し、平成 17 年の 2 月から平成 18 年 3 月 31 日までの 14 ヶ月間、月額 24 万 5000 円の報酬を支払うとのことです。

沼隈町に先立って福山市への合併を行った内海町や新市町との合併に際して、失職町議を行政諮問委員に委嘱し、月額 **25** 万 5000 円の報酬を支払いましたが、それが合併を誘導するためのお手盛りではないかと厳しい批判を受けたところです。

このような批判が寄せられたことを何ら省みず、名前を変え、条例制定をして、法令的には問題はないとするあり方は、許されるものではありません。

先般、福山市の市民オンブズマン会議は、沼隈町の失職議員16名を行政推進員に委嘱する、条例案の提案を取りやめるよう、福山市長への申し入れを行っておりますが、長びく不況の下、市民生活がいつそう逼迫している中、高額報酬がふたたび厳しい批判を招くのは明らかです。

少なくとも、行政推進員の報酬については、費用弁償にするべきであります。

また、町長、特別職の合併後の扱いは、今後、福山市長、沼隈町長とが別途協議ということですが、これまでの例によると、町長を福山市参与とし、相当額の報酬が払われる方向ではありませんか。

これまで、内海町、新市町長、新市町助役は、福山市の参与となり、それぞれ、月額31万円、32万円、27万円の報酬を受け取っています。この参与は、福山の行政企画会議や市議会の理事者としての出席もしておらず、何の権限も持っておりません。

失職後も高額の報酬を受け取るあり方は、これもまた、お手盛りとの批判が寄せられているところであり、取りやめることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

国保行政について、質問いたします。

国保加入者は、かつては自営業者や農林漁業従事者などが中心でしたが、就業構造の変化に伴い、現在、高齢者・年金生活者を中心とした無職世帯主が5割を突破しています。

不況やリストラの影響で、60歳未満の加入者の増加が続き、医療保険加入者の**4**割を占める国保制度は、国民皆保険制度の機軸であり、地域医療を支える重要な役割を担っています。

ところが、国保加入世帯の全国平均所得は年々減少を続け、1世帯あたり年間153万円。

国保加入世帯の全国平均保険税は、年額15万6000円で、他の医療保険の保険税に比べ、2倍程度も高くなっているのです。

国保中央会の調べで、2001年度の「**1**世帯あたりの年間所得に対する年間保険税」の比率は、健康保険組合4・6%、政府管掌保険6・7%に対し国民健康保険は10・2%です。

国保加入世帯は、所得が低いにもかかわらず、保険税が高いという、二重の困難性を持っているのです。

国保法第1条は、「この法律の目的」に、「社会保障及び国民保険の向上に寄与する」と定めているように、国保制度は、憲法第25条の理念実現を目的にかかげる唯一の医療保険制度であり、決して「相互扶助」の制度ではありません。

この目的を達成するために、国保法は、国庫負担と保険税軽減措置を規定しています。

つまり国保制度は、保険税負担に耐えられない層の存在を前提にしており、保険税は低所得者でも払える程度の額であること、払えないものには軽減措置が広く適用されるべきであるとしているのです。

国保法の理念から、住居が判明している被保険者については、いかなる場合でも、正規の国保証を交付し、被保険者の「療養の確保」を保障することが原則であり、高い国保税の引き下げや、軽減制度を拡充することが強く求められます。

国保税の算定方法は、市区町村によって、大きく変わります。

「応能割」と「応益割」を組み合わせて算定していますが、「応益割」が高いほど、所得階層が低いところの負担が高くなります。

保険税に占める「応益割」は、2001年度、全国平均で、32・2％となっています。福山市の「応益割」は、「51・54％」であることから、年間所得階層が低いところに負担が重くなる傾向があるといえるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、今日の国保会計の困難性は、1984年に行った国保法の改訂で、それまで、医療費の45％を占めていた国庫負担金を医療費の38・5％に引き下げてしまったことに、最大の原因があります。

○国に対して、国保への負担割合を、もとの45％にもどし、さらに負担割合を引き上げることをもとめること。

○保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

○保険税の減免について

低所得者に対する減免基準を、少なくとも生活保護基準の1・5倍程度までとすること。

○就学援助、児童扶養手当などの「公」の援助を受けている世帯について減免対象とすること。

○ 一部負担金の減免及び徴収猶予の基準の、前年度50%激減条件を外し、少なくとも、生活保護基準の1・5倍程度までとすること。

以上について、ご所見をお示してください。

次に、資格証明書について、質問いたします。

負担の重い国保料を払えないことを理由に、資格証明書を交付する国保の返還請求義務化は、憲法にも国保法の立法の趣旨にも反するものです。

2004年6月1日現在の県の調査では、福山市の資格証明書発行数は、2727世帯。加入世帯数に占める比率は3・7%で、広島県内市町村の中で、最も高い比率となっています。

2004年3月末現在の中核市比較では、**35**市中**6**番目に高い発行比率となっています。国保被保険者数がほぼ同じ倉敷市の約**10**倍の比率です。この現状を、どのように認識しておられるのか、お示してください。

資格証明書が発行されれば、患者は医療機関の窓口で医療費の **10** 割を払わなくてはなりません。そのため資格証明書を交付された世帯の受診率は、著しく低くなっています。

福山市の状況では、2003年度決算資料で、レセプト総件数106万9519件に対して、資格証によるレセプト件数は、2524件。全体のわずか0・236%で、深刻な受診抑制となっていることが伺われます。

資格証明書の発行は、国保及び国民皆保険制度の空洞化をもたらす重大な問題です。現物給付を本旨とする国保法に反する資格証明書の発行を行わないことを求めるものです。

当面、次の項目に該当する世帯は、資格証の交付除外とすることを求めます。

○市単独医療助成制度の受給者を資格証明書交付対象から除外すること。

○生活保護基準以下の世帯、就学援助、児童扶養手当などの「公」の援助を受けている世帯、さらに、滞納保険税の一部を納付した場合には、正規の保険証を交付すること。

○ 滞 納 世 帯 であ っ て も、 広 島 市 に な ら い、 そ の 子
ど も に 対 す る 保 険 証 は、 交 付 す る こ と。

○ 資 格 証 明 書 の 発 行 は、「 悪 質 滞 納 者 」 に 限 定 す
る こ と。

以 上、 そ れ ぞ れ に つ い て の、 ご 所 見 を お 示 し く だ
さ い。

介護保険制度についてお伺いします

介護保険制度が発足して、来年で、五年目を迎えます。

厚生労働省は、次期国会に、制度見直し案を提出する予定ですが、その内容が次第に明らかになっています。

その内容は、軽度の人のサービスの切り捨てや、施設入所者への「ホテルコスト」の導入など、給付減と負担増が実態です。

介護サービスは、今でさえ利用料が高いために、多くの高齢者が、介護の必要に応じてではなく、いくら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるをえない状態です。

見直し案は、また、制度導入以来「特別対策」として行ってきた、施設と在宅サービスの、低所得者対策を廃止しようとしています。

これらの見直し案について、どのようにお考えか示してください。

また、本市は、要介護認定をうけながらサービスを一切利用していない人は、二〇〇三年度では2,500人を超えていますが、この要因をお示してください。

今回の見直し時期に求められる事は、現在の制度で明らかになった問題点を改善することで、そのためには、国庫負担の引き上げが必要です。

これまで、全国市長会や全国町村会もくりかえし要望していることであり、この引き上げにより、国の制度として、住民税非課税世帯を対象に、在宅サービスの利用料と保険料を減免することが可能になります。

また、保険料・利用料は、応能負担を貫く事により、施設利用料についても、「ホテルコスト」の名目ですべての人の利用料を値上げするのではなく、利用料を所得に応じた額に改める必要があります。

施設建設では、高齢者人口の1・5%という特養ホーム建設の参酌標準が、特養ホームへ入居を求める市民の願いを、切り捨てる最大の原因になっています。

本市の、特養ホームへの入所待機者は2003年現在で、1298人と、特養ホームの総定員数以上の規模です。

国の参酌基準を緩和し、新たな施設建設が急がれます。

以上のことをふまえ、次の事を求めます。

一．国庫負担を現在の **25%** から、ただちに **30%** に引き上げ、さらに制度導入前の **50%** まで計画的に引き上げるよう政府に求めること

一．政府に対し保険料・利用料を、応能負担に改めるよう求めること

一．高齢者人口の **1・5%** という、特養ホーム建設の参酌基準の押し付けをやめ、財政支援を政府に求めること

以上についてお示してください。

衛生行政について

ごみ固形燃料・**RDF**製造事業について質問いたします。

11月18日のごみ固形燃料工場の火災事故は、市民に「やはり起きたか」と**RDF**事業の困難さを露呈しました。

事故後の万全の対策や、原因の徹底究明が求められる事は言うまでもありません。

事故後の民生福祉委員会で、ごみ固形燃料工場は、安い電気料金を利用するために、深夜十一時から稼動を始めて翌日、午後三時に運転を停止することが、明らかになりました。

つまり、深夜から明け方まで、九時間以上が委託業者だけで運転されています。

このような運転体制では、事故が起こった場合に行政として、即座に対応できないばかりか、施設内で何が起きているか把握しにくくなります。

火災事故等の緊急時に、即座に対応するための根本的な運転管理体制と、運転開始時間の再検討が必要ではないでしょうか。

ご所見をお示しく下さい。

また、深夜の時間帯から運転を開始した場合と、職員が駐在している時刻から、運転を開始した場合のコスト比較を、それぞれお示してください。

次に、**RDF** 事業に関わるゴミ行政について伺います。

RDF 事業は、技術そのものが未完成である事が、今回の事故で事実を持って証明されました。

RDF は、製造時に、可燃ゴミを、燃えない程度の一定温度を保持する必要がある上、そのごみは、毎日成分が異なるため、原料が不安定で、制御に難しさがあります。

保管時には、燃焼性・爆発性のガスを発生する上、蓄熱しやすい、という問題もあります。

つまり、安全に取り扱うには、非常に困難を伴うわけです。

今回の事故原因になった成形器は、金属と金属が擦り合わされるため、摩擦による熱の発生は不可避です。

その周辺に、ゴミくずなど、可燃物があるために、引火する危険性は常に存在し、全国でも、同様の事故が報告されています。

メーカー保証期間後に、このような事故が起これば、それに伴う修理や復旧費、維持管理費などは、本市の財政負担に直結します。

このように不安定で、未確立な技術を拙速に導入した国・県とメーカーの責任はきわめて重大です。メーカー保証期間内の今こそ、**RDF** 事業に依存したゴミ政策を抜本的に見直すべきではないでしょうか。

そのため、次のことをお伺いします。

- 一． 技術的にも未確立であり、未解明の危険性を
含む R D F ・ R D F 発電事業を推奨した国、
県、及びメーカーの責任について、お考えを
お示してください。
- 一． メーカー保証期間の 2 年間のうちに、当事業
から撤退を検討する事を求めます。
- 一． **RDF** 事業に依存した、ゴミ行政のあり方を抜
本的に改め、ごみ排出回避、徹底分別による
最少限度の焼却へ転換するため、関係自治体
と協議を行うことを求めます。

以上についてお示してください。

歓楽街浄化問題について

本市中心部の松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町の、生活環境浄化対策についてお伺いします。

この地域は歓楽街として、全国に知られた地域です。住宅街と風俗営業店、風俗特殊営業店が混在し、地域住民の生活環境が大きく変化しています。

その様子は、住宅の目前で卑猥な言葉を並べ立て、露骨で巧妙な客引きを行う。

遊び客や、店の従業員らが住宅の壁や溝で糞尿を垂れ流したり、嘔吐物やゴミを散乱させる。

違法駐車常習化や、酒に酔った者同士の口論や喧嘩、深夜や明け方に大声で会話するなど、生活環境の荒廃がすすんでいます。

住民が注意をすると、逆に脅されるという事態まで起きています。

現在は、かつてほどの露骨で強引な客引きは減少したものの、依然として、違法な客引きが続いています。

地域住民らは「夜の状態を子や孫に見せられない」「いつの間にか町が荒れてしまった。安心して眠れる夜を返してほしい」と、訴えています。

本市は、１２月１日、この地域を「生活安全モデル地域」に指定しました。

これまで、関係住民や警察、行政が連携し、夜間パトロールなどが行われてきましたが、この地域の現状と、今後の対策について、お考えをお示しくください。

また、この地域は街路灯が少ないため、夜間は暗い道が多く、犯罪の危険性も高い状態です。

重点的に街路灯の設置が求められています。

「生活安全モデル地域」として、指定された事を生かし、街路灯の重点設置を求めますが、ご所見をお示しくください。

地域住民の話では、「毎日のように、風俗特殊営業店が、開店と、閉店を繰り返し、無許可・違法な営業の実態があるのでは」とのことです。

外観では、風俗特殊営業店とは、全く判断できない建物で営業が行われ、客が出入りをしているとも言われていますが、実態は明らかではありません。住民が安心して暮らせる生活環境を確保するためには、関係住民と行政、関係団体の連携が必要です。

恒常的に住民の苦情や、情報を受けつける窓口の設置と、関係住民と関係団体との詳細な情報交換を行う場の設置を求めます。

ご所見をお示しく下さい。

教育行政について

養護教諭と教頭の複数配置について質問いたします。

我が会派は、これまで、ひとり一人の児童・生徒に行き届いた教育を保障するために、30人学級の実現や、教職員の多忙化解消、充足率などの問題点を指摘しながら、教育条件整備を求めてきたところであります。

また、かねてより、養護教諭の複数配置を求め、当面児童生徒**500**人以上の学校に配置すること、とりわけ、**800**人を超える学校については、複数配置を直ちに行うことをもとめてきました。

現在、**800**人以上の児童が在籍する小学校は、緑丘、新涯の2校です。

新涯小学校の児童数は、本年**5**月一日現在879名、27学級、緑丘小学校の児童数は870名、27学級です。

緑丘小学校では、校内での衝突などによる怪我也も多く、保健室を訪ずれる児童は、一日約100人にのぼるとのことです。養護教諭が児童に付き添って病院にゆくことも、年間100回にもなるとのこと。

また、修学旅行や体験学習などの行事に、養護教諭が付き添って行くと、残った子どもたちの緊急時の対応に、非常な不安を覚えると、**PTA** から訴えておられます。

その他、児童が **800** 人を超える大規模校ゆえに、児童の学校生活上のさまざまな課題があると思料いたします。

平成16年度、広島県公立小中学校定数配置基準によると、「養護教諭配当は、市町村単位に標準法を基本に、充足率による不足数を考慮して配当する」とされています。

これにもとづく福山市での養護教諭の配置計画と現状はどのようなになっているのか、お示し下さい。

保護者の要望にもとづき、800人以上の小学校には、養護教諭の複数配置を直ちに行うことを求めるものです。ご所見をお示しください。

また、27学級以上の小学校には、定数の範囲内で教頭の複数配置が出来るとされています。

これにもとづく教頭の配置計画は、どのようなになっているのかお示しください。

新涯小学校には、今年度複数の教頭が配置されています。同規模の緑丘小学校の **PTA** から強く要望されています。

教頭の複数配置の見通しについて、お示しく下さい。

中央公園地区整備事業について

福山市は、中央公園地区に整備する図書館を核とした施設として、「仮称、中央図書館基本計画」を策定し、平成17年度の着工に向け、取り組む方向を明らかにしました。

生涯学習の拠点施設として、市の中央図書館。生涯学習活動の交流拠点として、中央公民館の会議室、子育て支援及び放送大学サテライトスペースの機能に移転・集約する。
中央公園地区の再整備を内容とするものです。

これまで、中央公園整備については、市民団体から、市民文化の活動拠点として中規模ホールをの強い要望が繰り返されてきた経緯や、地元商店街から「都心のにぎわいに資する公園整備事業着手へのお願い」とする要望書が市議会へも届けられてきたところです。

その中には、交流広場機能フリーホールの設置などが最重要の要望項目に掲げられています。

こうした市民の要望が生かされた事業計画を求めるものです。

以下项目的に求めます。

1 , 計 画 ・ 設 計 案 の 各 段 階 か ら , 情 報 を 公 開 し ,
施 設 の 運 営 方 法 も 含 め , 市 民 の 声 を 幅 広 く 聞 き ,
そ れ が 生 か さ れ る 方 策 を と る こ と 。

1 , 設 計 , 建 設 と も 地 元 業 者 へ の 発 注 を 原 則 と す
る こ と 。

1 , 市 民 か ら 要 望 の 強 い 中 規 模 ホ ー ル を 併 設 す る
こ と 。

1 , 図 書 館 法 に 基 づ く 公 立 図 書 館 と し て の 位 置 付
け を 明 確 に す る こ と 。

1 , 建 設 に 当 た っ て は , 必 要 な 機 能 を 確 保 し な が
ら , ム ダ を は ぶ き , 豪 華 , 華 美 な も の は お さ え
て , 建 設 費 の 増 高 を ふ せ ぐ こ と 。

1 , 現 在 の 中 央 公 民 館 及 び 市 民 図 書 館 の 今 後 の 活
用 策 に つ い て , 市 民 の 要 望 を 十 分 受 け 止 め , 策
定 す る こ と 。

以 上 に つ い て , 御 所 見 を お 伺 い し ま す 。

文化・社会教育行政について

芸術文化ホール、リーデンローズで、観客が施設利用中や観劇中に、転倒して負傷する事故が、特に高齢者の間で多発しています。

九月二十二日の予算特別委員会で提出された資料によると、リーデンローズ大ホールの階段高さは、８．５センチメートルから

１３．１８７５センチメートルまで、８種類の段差が不規則に、７段階の階段が用いられている事が明らかになりました。

日本大学の、『段差認識の行動特性と夜間における街路歩行上の安全性に関する研究』論文では、「人間は、日常生活で、無意識のうちに段差を認知し昇降しているが、注意がほかに向けられたり、認知できなかった場合に、つまずく」と報告しています。

ホール内は、足もとが暗い中、様々な高さが用いられているので、その段差を把握できず、つまずき易いのではないかと、推測されますが、こうした指摘をどのように認識されているのか、ご所見をお示しくください。

本年 **1** 月 **13** 日、転倒して、被害を受けた市民らが中心になり、リーデンローズ大ホールの観客席通路の改善と改修、公共施設での傷害事故に関する補償制度をつくること、の二点について、要望書が提出されております。

リーデンローズ利用者は、この施設で、観劇や、文化活動をする事を楽しみにしています。

安全で、安心して誰もが楽しめる公共施設に改善するため、総点検を行い、危険ヶ所には手すりの設置など、より一層の転倒防止措置をとることが必要だと考えますが、ご所見をお示しく下さい。

また、今後も転倒による負傷事故が起こる可能性は否めません。

補償制度など、文化施設利用の観客の負傷事故に対する、保険の加入等を検討する事を求めますが、ご所見をお示しく下さい。

福山道路・福山西環状線道路問題について

今年４月、１都４県を環状に結ぶ首都圏連絡中央自動車道〔あきる野インターチェンジ〕建設反対の訴訟で、東京地裁は、圏央道を大気汚染や騒音公害の可能性の高い、瑕疵のある道路と認定し、事業認定は違法であるとの認識を示し、事業認定を取り消す判決を示しました。

福山道路や福山西環状線道路建設で、おこなわれてきた地元説明会で、浮遊粒子状物質、**NO2**などの環境汚染物質の軽減対策、財政問題、騒音対策などについて十分な回答がなされていません。

津之郷地域では、現在日本道路公団によって山陽道から池に流れ込んだヘドロが除去されていますが、住民は、西環状線によって環境がさらに悪くなるのではと、懸念しておられます。

多くの住民の不安を解消することなく、道路建設先にありきで強引にすすめるあり方は、行政不信をさらに広げるものです。

東京地裁判決を、真摯に受け止め、福山道路、福山西環状線などの建設を、見直すよう求めるものです。御所見をお示しくください。

瀬戸町山北地区では、誰でも参加できる事業説明会が始まったばかりにもかかわらず、12月から測量調査をおこなうという文書が、11月22日付けで地権者トラストの会の会員、山北地区の地権者に送付され、住民には回覧で届けられました。

このお知らせの中に「電話等によるお問い合わせやアンケート調査等から、本年8月中旬より、調査範囲に土地・家屋等を所有される方々に、測量等による所有地立ち入りについて伺った結果、多くの方々にご了解を得ることができました。」と書かれています。

しかし本来事業推進のあり方は、事業説明会で住民、地権者に説明責任を十分果たした後、測量等現地調査をおこなうべきであります。電話による問い合わせやアンケート調査による了解の確認でことを進めるべきではありません。住民の質問・疑問などに十分答えた事業説明会を行うこと、測量調査を中止することを求めるものです。御所見をお示しく下さい。

このお知らせに書かれている、多くの方々というのは、土地・家屋の所有者である人を示すものではありませんか。しかし、多くの方々のなかにトラストの会の地権者99人が含まれていません。

国土交通省本庁は、「測量に入る段階では、地権者の了解を得ずに行うことはできない。その段階では、すべての地権者の同意を得る必要がある」と見解を示しています。

地権者といえば、トラストの会の地権者も含まれるのは当然であります。

地権者の、おおよそ半分くらいの了解で、了解が得られたものとはいえませんが。全地権者の合意を得る必要があると考えるものですが。

ご所見をお示しく下さい。

瀬港埋め立て架橋について

新聞報道によると、市長は、排水権同意を求める地元説得を断念して、すべての同意がなくても事業を推進し、年内に県知事と会い、２００６年度の国の予算編成に間に合うよう協議を進めるとのことです。

２００１年１１月には、直接埋め立て用地に面する後背地の江之浦本町町内会は反対を表明し、白紙撤回を求める１２０名の署名を地域事務所や福山市に提出しています。後背地の合意なくして事業進めることができるとお考えでしょうか。

また、公有水面を埋め立てるにあたり、排水権利者の１００％の同意なしで埋め立て申請をした前例が全国にあるのかどうか、認識をお示してください。

また、昨年の港湾行政実務者初任研修において、国交省の港湾局は「公有水面埋め立て申請」をする際「権利者の同意を得てから出願するよう指導しているところであり、…出願前に権利者の同意を求めておくのが妥当な手続きである」と、指導しているものです。

この、指導をどのように受け止めておられるのか、ご所見をお示してください。

鞆地区の年間入込み観光客は、昨年１０３万９千人で、ほぼ毎年百万人を越えており、福山市で屈指の観光地域となっています。

「鞆港の特徴は中世から近世にかけて構築された港の施設がそのまま現在も使われ、保存されている。船着場の雁木、常夜灯、船の修理などに使う焚場、さらに波止など主要施設のほとんどが江戸末期までにつくられた。たんに風光明媚で、名所旧跡が残っているだけではない。暮らしと生業が息づいている」のが、鞆の歴史的景観の特徴であります。

これは海に開かれた港とともに築き上げられたものです。埋め立て架橋計画は、鞆の歴史的景観を台無しにし、観光資源を壊してしまいます。

埋め立て架橋計画は白紙に戻し、世界遺産にも匹敵する鞆地区の歴史的景観を生かした町づくりをおこなうよう求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

商工労働行政

住宅リフォーム助成制度について

中小業者の仕事おこしに大きな効果をもつ住宅リフォーム助成制度の創設を求めてきたところです。

この制度は，本年３月時点で，１都１府１０県５７市区町で創設されていることを紹介してきましたが，その後県内三次市では９月議会で補正予算が組まれ，実施されています。

ここでは，市民が自分の住宅を改修・改築・増築する，又は市内で小売店等を経営されている事業主が同様に店舗を改修等する場合に，「市内の業者に発注，施行する」ことを条件に，工事費の１０％，最高１０万円の補助をする制度です。

この制度が後押しとなって，これまで住宅の改修を手控えていた市民が次々と発注する効果が生まれ，１１月中旬から受付が開始され，すでに３０件の受付がされたとのことです。

今年は，相つぐ台風で住宅の被害を受けた市民から，住宅の補修工事に助成があればとの多くの要望を聞いたところです。

市内中小業者の仕事おこしと市民の住宅改修の
願いがマッチングした住宅リフォーム助成制度の
創設を強く求めるものです。

御所見をお伺いします。

競馬事業について

福山市競馬事業は、昨年単年度で１億７千９５８万円余の赤字決算で累積赤字は、１６億１１９３万円余となり、不足分は繰上げ充用で措置しました。

当事業は、平成１２年度におこなった、８億２０４７万２千円の繰上げ充用から、５年連続の繰上げ充用となり、金額は２倍に膨らんでいます。

これは、財政的には非常事態であり、早急に改めなければなりません。こうした措置をいつまで続けるのか。

御所見をお示しく下さい。

競馬施設整備基金は、毎年２億円から３億円を取り崩し、すでに残高は６億円あまりとなり、このままの状態では、あと２年あまりでなくなる状況です。

今年度第１１回開催までの、開催状況を見ると、対前年度比で入場人員が８８，５３％、売得金が９１，３１％と、さらに低落しています。

また、起死回生の策として、民間活力の導入で中国５県を対象に広域場外発売所建設をすすめています。

これまでに、島根県三刀屋町、神辺町、市内柳津町、山口県宇部市などで開設されましたが、発売収入は、三刀屋で計画の40,78%、神辺で59,78%、柳津で57,18%、宇部で21,69%となっています。

初年度から、計画を大きく下回る結果を見ても、場外発売所建設による健全経営の見通しが立つとはいえません。ご所見をお示してください。

また、河内町の場外発売所設置について、来年2月に合併する東広島市から、新市になって協議してほしいとの話があったにも関わらず、あくまで、河内町と話を進めるとされています。

福山市の強引な姿勢が、多くの他自治体で軋轢^{あつれき}を作り出し、地元住民からも反発をよびおこしているものです。このような強引なやり方は行わないこと、場外発売所は取りやめることを求めるものです。御所見をお示してください。

福山競馬の振興を図るため、関係者の懸命な努力にもかかわらず、好転の兆しはありません。

戦後復興という当初の目的は果たした競馬事業は、拡大の方向でなく、すみやかに、廃止に向け、関係者と協議することを求めるものです。

ご所見をお示してください。

同和・同和教育行政について

国の同和対策事業は、２００１年度末の法律失効に伴い、特別対策を終結しました。

しかし、福山市は、「福山市同和行政基本方針」に基づくとして、今年度も部落解放同盟福山市協議会への団体補助金
９５０万円。

国保税，保育料，固定資産税，都市計画税の減免等，同和対策の施策を継続しています。

法的根拠が失われているにも関わらず，こうした特別扱いを継続実施することは，とうてい市民の理解を得られるものではなく，部落問題解決に逆行し，新たに同和地区住民を行政的に作り出すことになりかねません。

かつての同和地区内に残された課題は，今後は広く市民共通の課題とした一般施策として取り組むことが求められます。

「福山市同和行政基本方針」を見直し，前倒して同和行政を終結させることを求めるものです。

お答えください。

かつて、福山市で行われてきた同和地区児童・生徒を対象とした「地域進出」や狭山裁判の教材化等，特別扱いや偏向した教育のあり方は，市民からきびしい批判を受け，是正されてきたところではありますが，これを進めてきた教育行政の責任は重大であります。

にもかかわらず，今日，同和地区児童・生徒の学力向上を目的にかかげて「学力向上地域支援事業」が行われています。

小学生の算数，中学生の数学・英語を中心に講師謝礼1回5,500円補助するもので，昨年度は，部落解放同盟21支部へ，1,337万4千円が支出されています。

法的根拠が失われた今日，教育行政が「同和地区児童・生徒」を特定した事業を制度化するあり方は，差別解消に逆行したものです。

こうした特別扱いは，子どもの世界に新たな垣根を作り出すもので認められません。

「学力をしっかりとつけさせたい」この願いは，全ての保護者の共通した願いです。

30人学級の実現等，ひとり一人の子どもにゆきとどいた教育条件の整備こそ，教育行政の責務であります。

学力向上地域支援事業の廃止を強く求めるものです。

以上，お答えください。